



地域生活支援事業 地域活動支援センター事業利用案内

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の状況に応じて、創作的活動または生産活動の機会を提供します。また、社会との交流の促進を図り、日中生き生きと活動できる場を提供します。

<利用方法>

- ・高島市の方は、高島市障がい福祉課または各保健センターのサービス利用申請後、高島市から利用決定通知書が発行された方
- ・高島市以外の方は、各市の担当課にサービス利用申請後、各市から利用決定通知書が発行された方

<活動場所> : わになろう、他

<利用定員> 30名

<活動時間・活動内容>

- ・土曜日デイサービス（第2・第4土曜日 9:45~15:45（変更の場合あり））
様々な活動を仲間と共に行い余暇の充実を図ります。
スポーツ、ミュージックケア、製作、外食、カラオケ等活動内容については毎月お知らせ致します。参加申し込みをしてください。定員になり次第お断りする場合があります。
持ち物（お弁当・お茶・参加費など毎月配布する活動案内をご確認ください。）
- ・アート活動（第1・第3日曜日 9:45~15:45（変更の場合あり））
好きな画材を使い、のびのびと芸術的活動を行います。
持ち物（お弁当・お茶を持参ください。）
*参加費として、1回につき100円徴収させていただきます。ご了承ください。

<利用料金、利用者負担金>

- ・高島市、高島市以外の各市が定める利用料金
サービス利用料金の5%の利用者負担金をお支払いいただきます。ただし、決定通知書の費用負担欄に非課税と記載されている方については利用料金は発生いたしません。
活動等にかかる材料費などの実費はご負担いただきます。
その他の必要な費用は、その都度事前に説明いたします。

<利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法について>

- ・利用者負担金、給食代については、1ヶ月ごとに計算しご請求します。翌月の20日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | | |
|---|--|
| ア | 金融機関口座から自動引き落とし
(手続きが必要ですので申し出てください。) |
| イ | 窓口での現金支払い |

- ・余暇活動にかかる材料費、参加費については当日お支払いいただきます。

<利用の中止、変更について>

- ・定員になり次第お断りする場合があります。
(活動内容により定員の変更があります。ご了承ください)
- ・サービス利用時37度5分以上の発熱がある時、または利用者本人の体調が思わしくない時はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・サービスに変更がある場合は、当日8時30分までに連絡をお願いします。

- ・ 警報等で施設がサービスを休止した場合は午前8時までに連絡をします。

<苦情等の受付について>

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○利用者相談係 <苦情受付窓口> 主任 石倉 しのぶ
<苦情解決責任者> 副施設長 提中 美穂

○受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することも出来ます。

<第三者委員>

福井 節子	高島市安曇川町	(0740)32-1931
山川 和子	高島市新旭町	(0740)25-3967
浦島 利昭	高島市朽木	070-8377-0384

<虐待防止に関する相談窓口>

・ 利用者相談係 <受付担当者> 主任 石倉 しのぶ
<解決責任者> 副施設長 提中 美穂

・ 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00

※引き続き利用を希望される場合は、年度が変わる毎に高島市・高島市以外の各市に申請していただき「利用決定通知書」が届きましたら、わになろうへご提示願います。(コピーさせていただきます)

〒520-1511
滋賀県高島市新旭町藁園2607番地
わになろう
電話 0740-25-8276
fax 0740-25-4017